



メタデータ項目	社会経営ジャーナル第4号掲載論文
題名 Title	川崎市外国人市民代表者会議に至る過程 一日立闘争を共に闘った人々の関与を中心に
作成者 Author	塚島 順一
雑誌名 Citation	社会経営ジャーナル, 2016, Vol.4, pp54-62
発行者 Publisher	放送大学社会経営研究編集委員会
ISSN	2188-1073
巻	Vol.4
ページ	pp54-62
発行年	2016
URL	http://u-air.net/SGJ/pub/20161101J-Tsukashima.pdf

川崎市外国人市民代表者会議に至る過程

— 日立闘争を共に闘った人々の関与を中心に —

塚島 順一

要旨

日本で初めて条例で設置した「川崎市外国人市民代表者会議」（以下「代表者会議」という。）が96年12月に発足した。本稿は川崎市の資料を基に、他の著作や記録と対比することによって、代表者会議が設立されるまでのより具体的な過程を関係者の特定を含めて明らかにする。特に、70年代初めに日立闘争で共闘した在日韓国・朝鮮人（李仁夏、裴重度）と日本人（山田貴夫、飯塚正良）がどのように関与したかについて注目する。日立闘争から組織された民闘連（李代表、裴事務局長）が88年に川崎市に要望書を提出した。その対応のために、川崎市は川崎市外国人市民施策推進幹事会を設置し、「永住権を持つ外国人市民の地方参政権取得への働きかけ」などを示した24項目の検討課題を90年2月に公表した。また、川崎市は急増しつつあったニューカマーの「定住化の傾向」を93年の調査で読み取った。市職員となった山田は88年に職員の自主研究グループ「川崎の国際化を考える会」を立ち上げ、また、91年に市議会に当選した市職労出身の飯塚は外国人施策についての議会質問を積極的に行い、共に民闘連の交渉を支援した。94年の川崎市主催のシンポジウムで大学教授がフランクフルト市の「外国人代表者会議」を紹介したことから、代表者会議の設置が急浮上した。そして、代表者会議がシンポジウムから提言され、調査研究委員会が設置されることになった。委員に裴が、事務局に山田が就任した。委

員会では、裴が強く主張して条例設置が答申に反映された。シンポジウムで代表者会議の設置を主張していた李が代表者会議の初代委員長に、山田が事務局に就任した。民闘連のリーダーが、外国人市民の市政参加拡大を主張し、その役割を果たすことになった。

一方、川崎市側では、高橋市長のリーダーシップ、市職員の粘り強い努力、そして、学識経験者との連携があって、代表者会議が実現できたと言える。

1. はじめに

戦後公選による初代金刺川崎市長は「戦災の復興や朝鮮戦争による地域経済の再生に奔走し、外国人市民（主として在日朝鮮人）に対する特別な政策を考えるゆとりはなかった」[峰岸(2004),p.98]。川崎は「高度経済成長期を経た1960年代後半からは公害問題が深刻化し、住民の間に従来の産業優先の市政から生活を優先する市政への転換を望む声が高まった」。71年に伊藤三郎市長（注1）が誕生し、革新市政として公害の問題や外国人の人権保障に積極的に取り組んだ。89年11月に高橋清市長が誕生し、伊藤市政の「基本姿勢」を受け継ぎ、「共生のまちづくり」を目指して「全国の自治体をリードするような外国人施策が展開された」。[加藤(2000),p.17] そして、96年3月に「川崎市外国人市民代表者会議」（以下「代表者会議」という。）が「川崎市外国人市民代表者会議調査研究委員会」（以下「調査研究委員会」という。）によって答申され[調査研究委員会編(1996)]、「設置条例案は、全会一致で十月一日の市議会本会議にて可決し」、12月に代表者会議が発足した[伊藤(1997),pp.34-35]。調査研究委員会の事務局[調査研究委員会編(1996)]だった伊藤長和は次のように述べた。

川崎市の外国人市民施策は「在日の運動と、それを支援する日本

人の活動と労働組合の運動の成果」である。「出発点は、在日大韓基督教川崎教会の李仁夏牧師による桜本保育園の開設（六九年）と、そこで行われた園児と保護者への本名を名乗る運動から始まった」。李は、73年に社会福祉法人青丘社を設立した。「青丘社の人権保障獲得の運動はめざましく、75年に「児童手当の給付」や「公営住宅の入居」を「市当局と話し合い、勝ち取った。また、「日立の就職差別闘争」（以下「日立闘争（注2）」という。）を支援し、74年に裁判は勝利した。その後、日立闘争に「加わった有志により、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連：七五年）が組織された。地元川崎に民族差別と闘う神奈川連絡協議会が組織されたのは八八年であったが、以後、青丘社の運動はこの民闘連が引き継ぐことになるが、実際には青丘社と民闘連とが表裏一体となって推進してきた」。日立闘争の「事務局には、当時五人の日本人学生が参加していたが、この中の二人はその後、在日問題をライフワークとするために川崎市に就職をする。そして、職場で、市職員労働組合で在日問題の解決に向けた活動を行う」。「在日が取り組んだ指紋押捺拒否闘争（八五年）と共闘した川崎市職労の運動は彼らに負うことが大であった」。二人のうち、「一人は職員として、内なる国際化の自主研究会を組織し、現在は代表者会議の担当者」となり、「もう一人は、川崎市議会議員となり、毎回議会で外国人市民施策を取り上げて」いる。[伊藤(1997),pp.41-42]

青丘社は「川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会」を82年6月に結成し、教育委員会との話し合いで、86年3月に「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」を制定した。また、88年6月に川崎市「ふれあい館」が開館し、青丘社が管理運営を行っている。[同,pp.42-43] そして、民闘連は88年7月に「外国人市民の権利保障に関する要望書」（以下「要望書」という。）を川崎市に提出した[同,p44]。

1-1. 先行研究と課題

「平成18年度政策形成研修第2班報告書」（以下「2班報告書」という。）には、外国人市民代表者会議の設立過程が報告されている。同報告書は「基礎的情報を以下の資料・記録等に依っている」として、①「川崎市によって発行された報告書類」、②「内部資料や代表者会議での議事録」、③「当時の担当者や関係者へのヒアリング」を挙げている[2班報告書(2007),pp.2-3]。これらの資料・記録等の中で内部資料の入手やヒアリングなどは川崎市職員としての業務として可能になる場合が多い。しかし、同報告書では「当時の事務局担当職員」や「委員」というように、川崎市の職員以外も含めて氏名等の固有名詞が使われておらず、個人の特定が困難である。そのため、関係者が時系列にどういう立場でどう行動したのか、また、関係者が書いた文献等との対応関係はどうかなどの詳細が把握しづらい。これについては、伊藤(1997)のほかに、川崎市の外国人施策の形成過程や評価など各種専門家の論考を掲載している宮島編(2000)、川崎市の外国人施策の歴史等を明らかにした加藤(2000)、それ以外に本稿で取り上げる川崎市職員の論考などでも同様である。また、民闘連などを市にとって交渉や要求する相手として捉えているために、市や市職員が書いた資料には、民闘連や在日韓国・朝鮮人側の具体的な情報が乏しくなっている場合が多い。

1-2. 目的と構成

本稿は川崎市の資料を基に、他の著作や記録と対比することによって、代表者会議が設立されるまでのより具体的な過程を関係者の特定を含めて明らかにする。特に、日立闘争で共闘した在日韓国・朝鮮人と日本人がどのように関与したかについて注目する。

本稿の構成は、2章で、川崎市が民闘連の要望書を受理して24項目の検討課題を設定し、また調査委員会を設置することによって、

外国人市民の市政参加拡大の方向性を提示した経緯を示す。3章では、日立闘争を共に闘った日本人と在日韓国・朝鮮人を特定して、彼らのプロフィールと役割を明らかにする。4章では、代表者会議を設置するきっかけとなったシンポジウムの内容を示す。5章では、調査研究委員会の設置から代表者会議の条例設置に至る過程を示す。最後に6章で、結論として全体をまとめる。

2. 要望書と24項目の検討課題

86年に、民闘連から「職員採用における国籍条項撤廃の申し入れが自治労川崎市職員労働組合（注3）を通じて行われた」（注4）。元市民局国際室の職員によれば、「初めは総務局人事課が窓口になって何度か交渉を重ね」たが、「民闘連は大勢の人たちを動員する」ので、「交渉経験がある職員」である峰岸是雄（注5）を「市民局勤労市民室に異動させて特命事項的に交渉を担当させること」になった。峰岸は民闘連と交渉を重ねるうちに「民闘連側は100人規模が参加する」ようになったが、「彼は組合で活動していた」ので交渉には慣れていた。[2班報告書(2007),p.8] 88年7月、川崎市は「民闘連から在日外国人の市民としての位置付けの明確化、在日韓国・朝鮮人の就労状況調査、自治体の職員採用における国籍条項の撤廃、などを求めた内容」の要望書を受理した[伊藤(1997),p44]。峰岸によれば、「民闘連との大衆団交方式の交渉は難渋をきわめた。八九年、交渉の事務局を総務局から市民局に移管し、『内なる国際化』を踏まえた外国人市民への総合的な施策の中で、就労問題の一つとして国籍条項の撤廃も検討することとし、関係局の課長で構成する『川崎市外国人市民施策推進幹事会』を設置、多角的な検討を始め」、「外国人市民施策の方向性を示す、二四項目の検討課題をまとめ、解決に向けた努力をすることとした」

[峰岸(2004),p.111]。89年12月に、川崎市は24項目の検討課題を民闘連に提示し、90年2月に公表した。高橋市長には「この施策に関する積極的な意向があった」という。代表者会議の事務局担当になった職員は「このときはまだ代表者会議のようなことはあまり知られていなかったので、要求する側も出していなかった」と述べた。[2班報告書(2007),pp.10-13] 24項目の検討課題（注6）の中には、(3)「永住権を持つ外国人市民の地方参政権取得への働きかけ」、(6)「市職員への採用職種枠の拡大」、(8)「各種委員会への委員としての参加」、(9)「市政モニターへの参加」、(24)「外国人市民問題の担当の設置」の項目があった。職員採用における国籍条項の撤廃や代表者会議は24項目の検討課題の「延長線上にある」[峰岸(2004),p.118]。

92年から93年にはニューカマーが急増しつつあり、「ニューカマーを主眼とした施策展開も必要となってきた」。そこで、国際室は24項目の検討課題を具体化するため、「川崎市外国人市民施策調査研究委員会」（以下「施策調査委員会」という。）と「外国籍市民意識実態調査委員会」（以下「実態調査委員会」という。）を設置した（注7）。施策調査委員会では学識経験者や研究者が議論し、93年3月に「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための提言」（53項目の提言）が出された。ここでも代表者会議は直接的な記述がなく、「外国人市民の地方参政権取得を国へ働きかけること」という提言になっていた。[2班報告書(2007),pp.13-14] 実態調査委員会では、外国人市民へのアンケート調査を実施し、93年3月に報告書が出された。宮島喬委員長は、参考になった点はニューカマーでは「定住化の傾向が読み取れ」、また「在日の市政参加への意識、要望がはっきり出」たことであり、これは「代表者会議を設ける方向を一押ししたと思う」と述べた。[同,pp.15-16]

なお、職員採用の国籍条項撤廃についての国の立場は「当然の法

理（注8）」で「都道府県や政令市は国（自治省）の考え方に従ってもらおう」ということだった。そこで、当然の法理を前提とし、「公の意思の形成」や「公権力の行使」の職種が「どの程度あるのか調査し、その職をできるだけ限定し、採用枠の拡大を行うこととした」[峰岸(2004),p.119]。「国との話し合いは難航した」が、96年4月、高橋市長は96年度の「職員採用試験で、消防士職を除く全職種で国籍条項の制限を撤廃する」（注9）と表明した。97年に「外国籍職員の任用に関する運用規定」を定めたが、「任用制限付き採用」との位置づけであった[同,p. 120]。

3. 日立闘争で共闘したことがある川崎市職員・議員と民闘連のリーダー

山田貴夫は学生の時に日立闘争の支援組織「朴君を囲む会」で活動していた[山田(1998),p.91]が、72年に川崎市役所に入所した[同,p.92]。山田は日立闘争の「裁判の途中で大学卒業を迎え、就職問題に直面し」、「とにかく、就職を契機にこの活動と縁が切れるのだけは避けたい、とだけ考え」、川崎市の職員採用試験を受けた。合格通知を受けて、「現市議の飯塚氏と彼の友人のドイツ人」の三人で、川崎の借家で共同生活を始めた。こうして、山田は川崎教会や地域の在日韓国・朝鮮人との交流を深めていった。[山田(1995)]

民闘連が要望書を市に提出した後、山田を含む「市の職員の自主研究グループ『川崎の国際化を考える会』もこの交渉に合わせて関心のある職員に外国人市民に対する課題についてアンケートを配布し、集約の結果をまとめて政策提言を行い」、川崎市外国人市民施策推進幹事会のメンバーに配布した。山田は「二四項目の策定の際に参考にされたのではないかと推察」した。[山田(2007),p.73] 川崎

の国際化を考える会（代表山田貴夫[山田(1998),p.92]）は88年9月に23名で発足[山田(1990),p.61]し、在日韓国・朝鮮人と同様にニューカマーに対しても、「人権保障が充分になされていないのが現状」であるとして、「各種審議会に外国人市民を参加させる」、「市内在住外国人の実態調査」を行う、「職員採用の際の国籍要件の撤廃」、など16項目の「早急に市区町村独自でもできる政策」を提案した[同,p.74-75]。

川崎市議会では89年以前と違って、90年代に「外国人市民に関連する質問は一回と急速に増加」した背景には「日立就職差別裁判の支援者が九一年の選挙で議員になり、外国人団体の要望を議会の場で積極的にとり上げたことがある」[樋口(2000),pp.23-24]。「この議員は市職労の役員出身である。指紋押捺問題以来、市職労は外国人関連の問題に積極的に取り組んでおり、市職員採用時の国籍条項の撤廃を春闘秋闘において常に要求してきた」[同,p.37]と議員（注10）の氏名を明らかにしていないが、飯塚正良（注11）と考えられる。

李仁夏は75年5月から93年3月まで民闘連の全国代表であり、96年12月に代表者会議の創立委員長となった[李(2006),pp.228-229]。李は日立闘争では朴君を囲む会の呼びかけ人の一人であり[朴君を囲む会編(1974),p.3]、75年に「民闘連は、まず神奈川で日立闘争に参加したメンバーを中心に組織され、李仁夏、佐藤勝巳などが共同代表、事務局長には裴重度が就いた」[水野、文(2015),p.183]。裴は日立闘争に参加し、74年に「在日韓国人問題研究所」が設立された時に所員となり、88年に「川崎市ふれあい館の創設に携わり」、90年にふれあい館館長に就任した[在日コリアンの声を記録する会(2013)]。

民闘連は89年11月、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法（草案）」（以下「補償・人権法」という。）につい

て小冊子にして出版した[民族差別と闘う連絡協議会編(1989)]。この草案は第一条（目的）で「この法律は、日本に在住する旧植民地出身者に対する戦後補償および人権保障を行うことを目的とする」[同,p.53]と規定した。また、第八条（特別永住権の設定）で「在日旧植民地出身者に特別永住権を設定し、これを無条件に付与する」[同,p.85]、特別永住権者は第十条（参政権）で「地方自治体の参政権を有する」[同,p.106]、第十二条（雇用および労働）の二項で「国および地方自治体ならびに公的機関への門戸開放、雇用に関する積極措置」をとる[同,p.138]と規定した。事務局長の斐重度は「あとがき」で、88年の民闘連の「第十四回全国交流集会（大阪）において『補償・人権法』として提示するにいたった」[同,p.188]といい、最後に、法案の作成を共に行い、また、その指導に対して、田中宏に感謝の意を述べた[同,p.190]。

以上から、88年7月に民闘連が川崎市に要望書を提出した時期と補償・人権法を提示した時期が重なる。

4. 第7回「地方新時代」市町村シンポジウム

94年2月に「第7回『地方新時代』市町村シンポジウム（注12）」（以下「シンポジウム」という。）が川崎市主催で開催された。「第7回『地方新時代』市町村シンポジウム報告書」（以下「シンポジウム報告書」という。）を見ると、シンポジウムの実行委員長が高橋市長[シンポジウム報告書(1994),p.2]、企画委員長が篠原一成蹊大学教授[同,p.4]である。

第3分科会「川崎発外国人市民との共生のまちづくり」では、パネリストとして、田中宏一橋大学教授、仲井斌成蹊大学教授、呂行雄横浜華僑総会会長、斐重度川崎市ふれあい館館長が登壇した[同,p.95]。田中は参政権について「自治体レベルでは外国人に門戸を開放

したらいい」[同,p.103]こと、「新しい差別はつukらない」[同,p.119]ことを主張した。斐は川崎市の外国人市民施策は「在日韓国・朝鮮人も一緒につくってきた歴史的背景がある」と述べ、その経緯を説明した[同,pp.104-107]。仲井は、ドイツの場合、外国人の州選挙や自治体選挙が「憲法裁判所から違憲だという判定」が出たので、「そのつなぎとして考えられてきたのが、外国人代表者会議」であり、「ここを通じて外国人居住者の意見なり、希望というものを行政、立法に反映させていこうという試み」である。フランクフルト市では市当局が任命して「外国人代表者会議」をつくったが、それを発展させて外国人住民の間で代表者を選ぶという現在の会議になった。「外国人代表者会議」の討議内容を「市の立法機関である市議会あるいは市当局行政に反映させるという機構」である。さらに、フランクフルト市があるヘッセン州全体に「外国人諮問会議」として広がって行った。「ヘッセン州自治体規則」のなかに、フランクフルト市は「外国人代表者会議」、他の自治体は「外国人諮問会議」を「つくるべしというようなことが書き込まれ」ていると説明した。[同,p.114]

そこで、李仁夏から「川崎市は地方参政権を実現するための話を進め、それに向けて仲井先生の紹介した諮問会議をただちに実現するようにして下さったらどうか」という提案があり、回答に「川崎市国際室の伊藤」が指名された[同,p.122]。伊藤は「施政にかかわる諮問会議」に「外国籍の市民が多く参加していただくことが必要だということで、いろんなセクションに働きかけるようにしている」、「今後の課題として当然、議論、あるいは研究の対象になっていく」と答えた[同,p.123]。この「伊藤」が伊藤長和（注13）である。

一方の李によれば、シンポジウムで担当課長に「いまの提言を本気になって実現する気があるのですか」と質問したら、課長は「誠

心誠意やる」と回答したという[李(1997),p.25]。

5. 調査研究委員会と代表者会議の設置

94年10月に調査研究委員会が発足し、「ただ政策を論議しているだけでなく、論議したことは必ず実現したい」[シンポジウム報告書(1994),p.4]と述べていたシンポジウムの企画委員長篠原一が調査研究委員会の委員長、フランクフルト市の「外国人代表者会議」を紹介した仲井斌が副委員長になった[調査研究委員会編(1996)]。

表1. 調査研究委員会委員名簿(抜粋)

調査研究委員	事務局
篠原一 東京大学名誉教授(委員長)	石原由美子 市民局国際室長・参事
仲井斌 成蹊大学教授(副委員長)	伊藤長和 市民局国際室主幹
宮島喬 お茶の水女子大学教授(95.3.31まで) 立教大学教授(95.4.1変更)	山田貴夫* 市民局勤労市民室主任 (95.3.31まで)
田中宏 一橋大学教授	藤原亮子 市民局国際室職員
斐重度 ふれあい館館長	曹尚子 市民局国際室職員(95.4.1より)
戸田 Ingeborg ドイツ人女性	

*山田貴夫は95年4月1日より教育委員会指導第2課主査でオブザーバー委員となった。

調査研究委員会委員名簿[同]から3人の講師および12人のオブザーバー委員を除き、一部追記(委員長、副委員長を明示)したものを表1に示す。ただし、オブザーバー委員の一人に峰岸是雄がいた。調査研究委員の斐と田中は前述の通り、民闘連の補償・人権法の作成に携り、そこで特別永住権者は「地方自治体の参政権を有する」と主張し、シンポジウムでも席を共にした。調査研究委員の宮島は実態調査委員会の委員長であった。日立闘争で共にした斐と山田が調

査研究委員会で顔を合わせるようになった。

調査研究委員会の答申で特徴的なことは、「全て外国人市民による会議」[2班報告書(2007),p.21]であること、代表者会議が要綱による設置ではなく、「条例設置」[同,p.22]だったことである。大阪府では、92年10月に「在日外国人問題有識者会議」を設置、大阪府も94年11月に「外国籍住民施策有識者会議」を設置したが、どちらも委員の半数が外国人という構成だった[調査研究委員会編(1996),pp.9-10]。条例設置になった経緯について、事務局だった職員によれば、「要綱設置という話が出た際に、委員から机をたたいて『何を言っているんだ。要綱では会議の継続性は担保できない。絶対に条例だ』と強い意見表明があった」といい、調査研究委員会と関係があった別の職員も、委員の一人は市民オンブズマン条例、情報公開条例、環境基本条例に関わった経緯から、「実際に、委員会の場においても会議の席で条例設置だと何度も言っていました」と述べた[2班報告書(2007),p.22]。伊藤長和は退職記念講演で次のように述べた。

最終段階で、条例設置か要綱設置かという決定をしなければならぬ場面です。篠原一委員長の意向を受けて、要綱設置に傾きかけた時、普段温厚な(猫をかぶっていた)斐重度さんは、突然語気を荒らげて、条例設置でなければ、意味が無い、とおっしゃったのです。今思えば、条例設置だったからこそ、いまの川崎市の政権でも存続機能しているのですね。斐重度さんに感謝(注14)。

「答申は、4月2日に調査研究委員会が市長室を訪れ当時の高橋市長に直接報告され」、篠原委員長は「実現可能なように、現行法の枠内で答申を行った」などと言ったのを受けて、市長は「途方もない空想からの第一歩を踏み出すものだ」と述べ、「実現すれば全国初の条例での設置となる代表者会議の壮大さを表現した」[2班報告

書(2007), p. 29]。96年10月に「市議会において全会派一致で代表者会議条例は可決成立した。質問や意見はあったが、反対意見は皆無であった」[同,p.31]。

李仁夏は代表者会議の委員長に選出[川崎市外国人市民代表者会議編(1997),p.20]され、山田も人権・共生推進担当として、代表者会議の事務局を務めることになった[佐藤(1998),p.42]。以上のように、日立闘争で共に闘った在日韓国・朝鮮人と川崎市職員が代表者会議の設立と運営に大きな役割を果たした。

高橋市長は李代表者会議委員長らとの対話でシンポジウムでの「討論の結果を踏まえて、研究者の方などをお願いしながら、この制度を実現するための研究会を設置して、川崎でも十分可能だという報告を受けましたので、それにもとづいて条例案の作成にかかり、市議会の理解を得て、川崎方式の外国人市民代表者会議を設置することにしました」[高橋編(1999),p.32]と、シンポジウムが代表者会議を設置するきっかけとなっていたことを示した。このことは「論議したことは必ず実現したい」と述べていたシンポジウムの企画委員長で調査研究委員会の委員長であった篠原と高橋市長との強い連携が示唆される。

6. まとめ

1996年は、日本で初めて条例で設置した代表者会議の第一回目が開催され、また「職員採用試験で、消防士職を除く全職種で国籍条項の制限を撤廃する」と高橋清市長が表明したことから、川崎市で外国人市民の市政参加拡大が実現した年となった。これは、民闘連（李仁夏代表、裴重度事務局長）から川崎市に、86年に職員採用における国籍条項撤廃の申し入れ、88年に要望書を提出して川崎市と民闘連が長い交渉を行った帰結である。市職員となった山田貴夫、

飯塚正良は二人が学生時代に、李および裴と日立闘争で共闘していた。山田は88年に職員の自主研究グループ「川崎の国際化を考える会」を立ち上げ、また、91年に市議会に当選した川崎市職労出身の飯塚は外国人施策についての議会質問を積極的に行い、共に民闘連の交渉を支援することになった。94年のシンポジウムから代表者会議が提言されて、調査研究委員会が設置された。委員会の委員に裴が、事務局に山田が就任した。委員会では、裴が条例設置を強く主張して答申に取り入れられた。そして、シンポジウムで代表者会議の設置を主張していた李が代表者会議の初代委員長に、山田が事務局に就任した。民闘連のリーダー二人（在日韓国・朝鮮人）が外国人市民の市政参加拡大を主張し、その役割も果たすことになった。

一方、川崎市側では、革新市政二代目の高橋市長のリーダーシップ、民闘連と交渉に当たった峰岸是雄、伊藤長和など市職員の粘り強い努力、そして、篠原一などの学識経験者との連携があって、代表者会議が実現できたということも指摘しておきたい。

【注】

（注1）「革新陣営からは社共の共闘が成立し、市労連（川崎市労働組合連合会）委員長の伊藤三郎」が「保革の一騎討ち」の市長選で金刺市長を破って当選した[川崎市編(1997),p.490]。

（注2）朴君を囲む会編(1974)に詳しく書かれている。

（注3）「川崎市職労は、憲法第14条『法の下での平等』、憲法第23条『職業選択の自由』、労働基準法第3条・地方公務員法第13条の『均等待遇』などを法的根拠に、『当然の法理』の法規範性を疑問視していた。「この立場は」、「『当然の法理』のなかでも特に『日本国籍を必要とする』という文言が『差別的である』ことに着眼し、『当然の法理』の不当性を批判するものであって、この点で民闘連の主張とおおよそ軌を一にしていた。加えて川崎市では、既

に当時9職種17名の外国人職員が働いていたため、市職労は、労働組合という性質上、かれらの採用後の任用なども含めた労働条件の改善という視点も同時に持ち合わせていた」[加藤(2000),p.27]。

(注4) 「その背景には、市営住宅と児童手当などの法的な差別(国籍条項)は撤廃されつつあるものの、在日韓国・朝鮮人に対する就職差別については、いっこうに無くならない現実があった。つまり、『差別禁止を指導するはずの役所がなぜ国籍条項をもっているのか』との指摘・撤廃要求がなされたのである」[2班報告書(2007), p.8]。

(注5) 2班報告書,p.9の注6にある引用文献からその職員は峰岸是雄だと分かる。

(注6) 峰岸(2004),pp.111-118に「二四項目の検討課題と対応」が示されている。

(注7) 施策調査委員会の委員長は「江橋崇法政大学教授」、実態調査委員会の委員長は「宮島喬お茶の水女子大教授」であった [伊藤(1997),pp.47-48]。

(注8) 「一九五三年に内閣法制局が任用基準について出した見解。『公務員に関する当然の法理として公権力の行使、国家意思形成への参画に携わる者については、日本国籍を有するべきであり、他方においてそれ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としない。』

自治省は、七三年に『国家の意思形成』を『公の意思形成』に読み替えて、地方公務員の任用基準としている」[高橋編(1999), pp.61-62]。

(注9) 96年11月に「就任した白川自治大臣が、川崎方式を追認する発言を行ない、その後各自治体で川崎方式が取り入れられていくことになる」[高橋編(1999),p.62]

(注10) 加藤(2000),p.29の注65も参照。

(注11) 「日立闘争を経験した職員が労働組合の役員から市議会議員に当選し(飯塚正良民主・市民連合所属)、議会で積極的に質問を繰り返していることも貴重な戦力となっている」[山田(2007),p.80]。

(注12) 「地方新時代」市町村シンポジウムは川崎市が1987年から、「全国の市町村に呼びかけ毎年開催しているシンポジウム。自治・分権を目標にその時々の政策的課題をめぐって、研究者、自治体関係者が市民とともに討論する。その報告のいくつかが提言となって、川崎市の政策づくりに反映され」、「外国人市民代表者会議のほかに、オンブズマン制度、子ども権利条例など、川崎市の特色ある政策として採用されている」[高橋編(1999), p.60]。

(注13) 「東京・沖縄・東アジア社会教育研究会」サイトの「伊藤長和さん追悼のページ」<<http://bunjin-k.net/itoutuitou20140216.htm>>。(online) (2016年9月3日アクセス) 伊藤長和は93年4月に市民局国際室主幹、96年4月に総務局総務部国際交流課長に就任している。伊藤は「退職記念講演」(『東アジア社会教育研究』(TOAFAED 発行、2006年)所収)で、「李仁夏牧師から指名されたのです。『ここに国際室(後の国際交流課)の伊藤課長さんがいます。フランクフルトの外国人市民代表者会議を川崎でも設置できないだろうか、ちょっと聞いてみましょう!』と、発言を求められたのです」と述べた。

(注14) 同上の伊藤長和の「退職記念講演」から。

【参照文献】

李仁夏「川崎市外国人市民代表者会議は何をめざすか」『部落解放』7(423),1997,pp.22-28。

李仁夏『歴史の狭間を生きる』日本キリスト教団出版局、2006。

伊藤長和「川崎市——在日韓国・朝鮮人の経験に立つ総合的外国人

市民政策」駒井洋、渡戸一郎編『自治体の外国人政策—内なる国際化への取り組み』明石書店,1997,pp.33-57。

加藤恵美『共生のまち・かわさき 外国人市民の権利保障の意味—川崎市・外国人施策の歴史と現在』川崎地方自治研究センター,2000。

川崎市外国人市民代表者会議調査研究委員会編「『仮称・川崎市外国人市民代表者会議』調査研究報告書(答申)」川崎市市民局国際室,1996。

川崎市外国人市民代表者会議編『川崎市外国人市民代表者会議年次報告<1996年度>』川崎市市民局人権・共生推進担当,1997。

川崎市編『川崎市史 通史編 4上 現代行政・社会』川崎市,1997。

在日コリアンの声を記録する会「12 川崎・桜本に生きる」『在日二世の記憶』集英社新書WEBコラム,2013,頁なし。(online)(2015年7月17日アクセス) <<http://shinsho.shueisha.co.jp/column/zainichi2/012/>>。

佐藤由美「二年目を迎えた川崎市外国人市民代表者会議」『月刊晨』4(186),1998,pp.42-44。

第7回「地方新時代」市町村シンポジウム報告書『「地方新時代」市町村シンポジウム—PART2 「地方政府」政策シンポジウム』川崎市市民局市民文化室,1994。

高橋清編『川崎の挑戦—21世紀へのメッセージ』日本評論社,1999。

朴君を囲む会編『民族差別 日立就職差別糾弾』亜紀書房,1974。

樋口直人「対抗と協力—市政決定メカニズムのなかで」宮島喬編『外国人市民と政治参加』有信堂高文社,2000,pp.20-38。

平成18年度政策形成研修第2班報告書『川崎市外国人市民代表者会議設立から10年をたどる』川崎市総務局人事部職員研修所,

2007。

水野直樹,文京洙『在日朝鮮人 歴史と現在』岩波書店,2015。

峰岸是雄「川崎市の外国人市民政策とNPO」駒井洋編『移民をめぐる自治体の政策と社会運動』明石書店,2004,pp.95-124。

宮島喬編『外国人市民と政治参加』有信堂高文社,2000。

民族差別と闘う連絡協議会編『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法—在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして』新幹社,1989。

山田貴夫「市民同士の連帯を求めて」『世界』10(653),1998,pp.91-94。

山田貴夫「地方自治体の外国人行政—『川崎の国際化を考える会』アンケート調査から—」『都市問題』6(81),1990,pp.61-75。

山田貴夫「地方自治体の外国人住民施策—川崎市を事例として」富坂キリスト教センター在日朝鮮人の生活と住民自治研究会編『在日外国人の住民自治—川崎と京都から考える』新幹社,2007,pp.35-81。

山田貴夫「鄭月順さんの思い出と彼女の夢の実現のために」権貞仁,鈴木倫子,原千代子,三浦泰一編『アッパ,ぎゅっと抱きしめてよ—鄭月順遺稿・追悼集』発行人裴重度,1995,pp.304-307。